3．法規制の遵守
LAWS & REGULATIONS

3.1　法規則の遵守状況及びフロンガスや大気汚染物質の管理等

報告対象期間中は、本学事業活動に伴う環境保全に関する法令違反や事故等はありませんでした。

（1）フロンガスの管理

空調機や冷凍・冷蔵設備に不可欠なフロン類は、環境負荷の大きさから段階的に規制が強化されています。2015年施行の「フロン排出抑制法」では、大気中への漏洩防止を目的とした定期点検や、一定量（1,000t-CO2以上）の漏洩が生じた際の報告が義務付けられました。

報告対象期間のフロン換算漏洩量は170t-CO2（図3-1）であり、報告義務基準を大幅に下回る適正な水準を維持しています。毎年4月には全学的な調査をはじめ、法定･簡易点検を確実に実施するよう、構成員に対してオゾン層保護や地球温暖化防止への啓発を行い、万全な管理体制の構築に努めています。

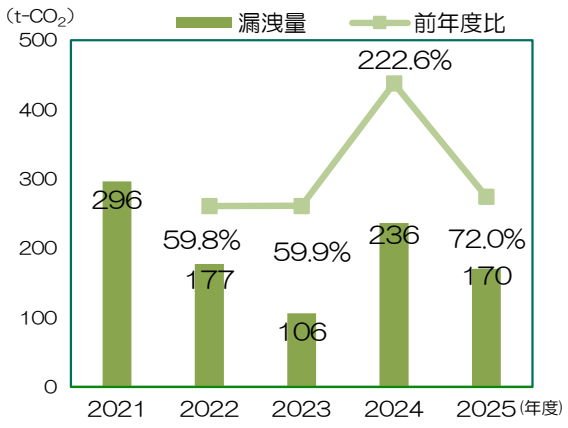


図3-1　フロン換算漏洩量

（2）大気汚染物質の管理

大気汚染防止法は、工場等からのばい煙排出抑制や自動車排ガスの制限を通じて大気環境を保全し、国民の健康を保護することを目的に1968年に施行されました。

本学では、非常用の自家用発電設備（ディーゼル機関）を保有しており、法令に基づく設置届出の励行に加え、排出規制への適合状況を厳格に点検・記録しています。報告対象期間におけるばい煙排出成分の測定結果（2025.8.25、2026.2.16に実施）においても、全項目で基準値内であることを確認しており、引き続きクリーンな排気管理に努めています。

（3）キャンパスの施設整備

本学キャンパスマスタープランでは、基本方針としてダイバーシティキャンパスを目指すこととして、施設マネジメントを運用します（図3-2）。環境に関しては、環境マネジメントの推進、環境にやさしい学校施設整備、敷地内環境の適正な維持管理、環境に配慮した施設の長寿命化、既存の建築物における省エネルギー対策の徹底、建設資材等の選択、水資源の有効活用、屋上・敷地等の緑化、温室効果ガスの排出の少ない工事の施工に取り組むことで、サスティナブルなエコキャンパスの構築に取り組みます。

工事等においては、温対法や省エネ法及び建築物省エネ法に基準適合する建築設計・高性能な資機材選定・所管行政庁の適合性判定、グリーン契約の推進、グリーン購入法やリサイクル法に適合する資材採用、リサイクル法や廃掃法に関する廃棄物類の再生資源化と廃棄物の適正処理、オフロード法に関する排出ガス対策型建設機械採用、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関わる規程等に関する建設機械採用など、現場監理業務をとおしてステークホルダーやバリューチェーンを含めた対策を進めています。

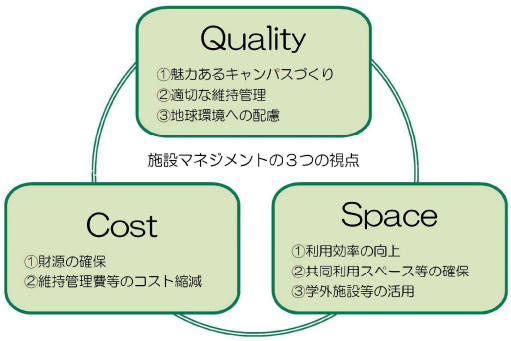


図3-2　施設マネジメント3つの視点

3.2　化学物質と排水の管理

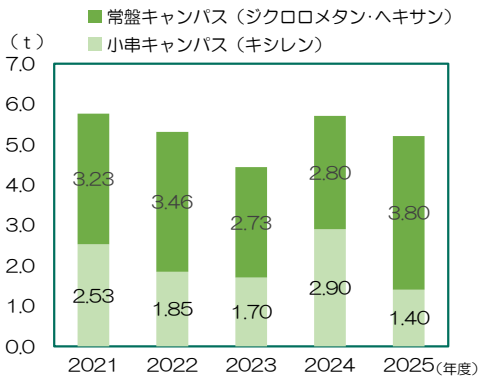
本学では、全化学物質のうち関係法令で定められた危険有害性を有する物を化学物質と定義します。

教職員・学生は、化学物質の取り扱い者として、化学物質の危険性を熟知し、安全で適正な予防処置・取り扱い方法・自然環境への流出防止対策を予め把握し、化学物質管理システムやハザードマップで使用状況等を厳重に管理・削減することで、自然環境の保全や人体への健康被害防止に努めています。

（1）化学物質管理

化学物質管理は、毒劇物や高圧ガスの保有状況調査、職場巡視、有事訓練を行うとともに、毎年のPRTR法に関する使用量調査・届出を行い、適正な管理状況の維持・向上を図っています（図3-3）。

具体的には、有害性の疑われる化学物質（515種）が、何処からどの程度、環境中へ排出されたか廃棄物等の移動を把握し、化学物質の性状及び取り扱いに関する情報提供措置等を講ずることで、化学物質管理の改善促進や化学物質リスクコミュニケーションの基礎資料に活用して環境リスクの低減に努めています。



前年度比8.8%減少

図3-3　ＰＲＴＲ法届出対象物質

（2）作業環境測定

作業環境測定は、労働安全衛生法に基づき労働環境を守るものです。有害な業務を行う屋内作業場等は、作業環境測定の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要に応じて施設・設備の設置や健康診断の実施その他の適切な措置を講ずることとされています。

本学では、各法令に基づき作業環境測定を行い、各作業場の安全な環境を維持しています。異常のあった際には、作業環境・作業工程・使用物質の見直し、施設・設備の点検整備・設置検討、保護具の着用、健康診断の実施等の改善処置を行い、労働者及び学生の職業性疾病のリスク低減に取り組んでいます（図3-4）。



図3-4　実験室の作業環境測定

（3）生活排水と実験排水の管理

構内の下水道は、下水道法・下水道条例と水質汚濁防止法の適用を受け、地域の下水道施設の機能維持や公共用水域と地下水の水質汚濁防止のため、各系統に分流して管理しています（図3-5）。

報告対象期間内の各キャンパスの公共下水道接続口における下水水質測定においては、法定の基準値内であり、良好な水質管理ができています。

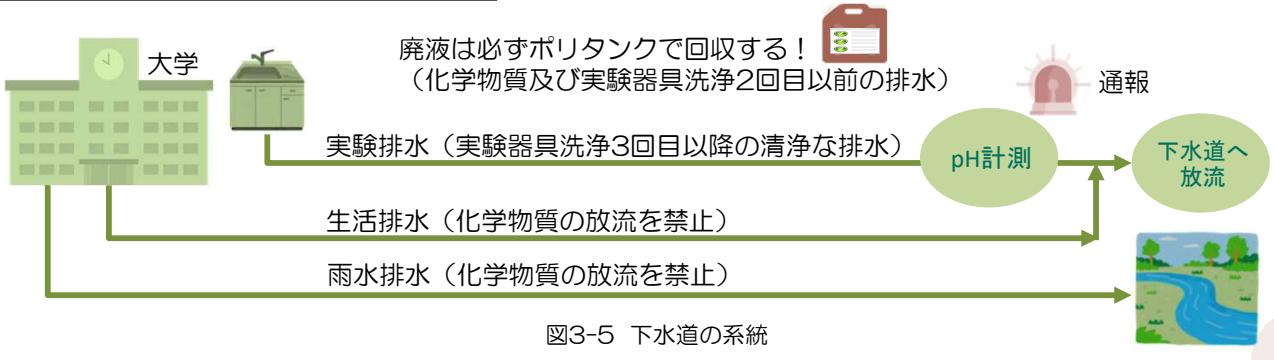


図3-5　下水道の系統